

南三陸町告示第44号

南三陸町後援等に関する取扱要綱を次のように定める。

平成27年5月7日

南三陸町長 佐藤 仁

南三陸町後援等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が事業又は行事（以下「事業等」という。）を実施するに当たり、町が共催又は後援（以下「後援等」という。）をする場合の承諾の基準及び事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次に掲げるところによる。

- (1) 共催 事業等の実施に当たり、町が企画又は運営に主体的に参加し、共同主催者としての責任の一部を分担すること。
- (2) 後援 団体等が実施する事業等の趣旨に賛同し、その開催を外部的に支援するために町の名義の使用を認めること。

(承諾の基準)

第3条 町長は、次条の規定による依頼の内容が次に掲げる要件を全て満たす場合において、後援等の承諾を行うものとする。

- (1) 事業等が次のいずれかに該当すること。
 - ア 事業等の目的及び内容が町の施策の推進に寄与すると認められるものであること。
 - イ 事業等の内容が明らかに福祉、教育、学術又は文化の向上普及に寄与するもので、公益性があると認められるものであること。
- (2) 主催者の所在が明確で、事業等を遂行する能力が十分であると認められること。
- (3) 主催者が参加者から入場料その他の費用を徴収するものにあつては、徴収の額及び目的が明確かつ適正であること。
- (4) 開催に当たって必要となる公衆衛生及び災害防止のための措置が十分に講じられていること。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、事業等が次のいずれかに該当する場合であつて、後援等を承諾することが町の不利益になると認められるときは、承諾を行わないものとする。

- (1) 町の行政に関する一般方針に反するとき。
- (2) 目的又は内容が明確でないとき。
- (3) 目的又は内容が公序良俗に反する等、社会的な非難を受けるおそれがあると認められるとき。

- (4) 主として営利又は商業宣伝を目的とするものであるとき。
 - (5) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的としていると認められるとき。
 - (6) 特定の宗教団体又は政治団体が主催するものであるとき。
 - (7) 宗教活動又は政治活動を目的とするものと認められるとき並びに特定の宗教団体又は政治団体に反対することを目的とするものと認められるとき。
 - (8) 特定の団体又は個人の宣伝又は売名を目的とするものと認められるとき。
 - (9) 暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められるとき。
 - (10) 講習会等にあつては、その講師が事業目的に照らして不適切と認められるとき。
 - (11) その他、後援等を承諾することが町の不利益になると認められるとき。
- (承諾の依頼)

第4条 事業等の主催者（以下「主催者」という。）は、後援等の承諾を得ようとするときは、原則として当該事業等の開催の1か月前までに、共催・後援依頼書（様式第1号）に参考となる資料を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、共催・後援依頼書の提出を省略させることができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他の公共的団体から後援等を依頼する旨の書面の提出があつたとき。
- (2) その他、共催・後援依頼書によらず、事業等の概要を明らかにした書面により後援等の依頼があつたとき。

(承諾の通知)

第5条 町長は、後援等を承諾することを決定したときは、後援等承諾通知書（様式第2号）により主催者に通知するものとする。

2 町長は、後援等を承諾するに当たって必要な範囲内で条件を付することができる。

(不承諾の通知)

第6条 町長は、後援等を承諾しないことを決定したときは、後援等不承諾通知書（様式第3号）により主催者に通知するものとする。

(事業等の中止等の届出)

第7条 主催者は、後援等の承諾を受けた事業等を中止し、又は事業等の内容等を変更したときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

(承諾の取消し)

第8条 町長は、後援等の承諾を受けた事業等が第3条第2項各号のいずれかに該当することとなつたときは、後援等の承諾を取り消すとともに、後援等取消通知書（様式第4号）により主催者に通知するものとする。

(事業等完了の報告)

第9条 主催者は、後援等の承諾を受けた事業等を完了したときは、後援等事業等実施報告書（様式第5号）により、町長に報告しなければならない。

(事務主管課等)

第10条 後援等に関する事務は、次に掲げる課等において処理する。

(1) 後援に関する事務 総務課

(2) 共催に関する事務 共催に係る事業等の内容と関係する事務を所掌する課
等

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、後援等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年5月7日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

後援等依頼書

年 月 日

南三陸町長 様

事業等の主催者

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

名 称

代表者氏名

電 話

次の事業等について、南三陸町の後援等の承諾を受けたいので、関係書類を添えて
依頼します。

後援等の区分	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 後援（後援名義： ）
事業等の名称	
開催日時	
開催場所	
事業等の目的	
参加対象者の範囲及び 参加予定人数	
南三陸町以外の 共催・後援（予定）者	
事務責任者 （連絡先）	氏 名 住 所 電話番号

添付書類

- 1 主催者団体の概要を示す書類（会則、会員名簿等）
- 2 事業等の内容を示す書類（事業計画書、収支予算書等）

様式第2号（第5条関係）

後援等承諾通知書

番 号
年 月 日

様

南三陸町長



年 月 日付けで後援等の依頼のあった事業等については、次のとおり承諾します。

後援等の区分	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 後援（後援名義： ）
事業等の名称	
事業等の開催日	
承諾に当たって付する条件	1 承諾を受けた後に事業計画を変更し、又は事業等を中止したときは、速やかに町長に届け出ること。 2 承諾基準に適合しない事実が判明したとき、又は申請内容に虚偽が認められるときは、承諾を取り消すことがある。 3 事業等が終了したときは、速やかに結果について報告すること。
担当課	電話

様式第3号 (第6条関係)

後援等不承諾通知書

番 号
年 月 日

様

南三陸町長



年 月 日付けで後援等の依頼のあった事業等については、承諾しません。その理由等は、次のとおりです。

後援等の区分	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 後援（後援名義： ）
事業等の名称	
事業等の開催日	
承諾しない理由	
担当課	電話
備考	

様式第4号（第8条関係）

後援等取消通知書

番 号
年 月 日

様

南三陸町長



年 月 日付け 第 号で承諾した次の事業等に係る後援等については、次の理由によりその承諾を取り消します。

後援等の区分	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 後援（後援名義：)
事業等の名称	
承諾を取り消す理由	
担当課	電話
備考	

様式第5号（第9条関係）

後援等事業等実施報告書

年 月 日

南三陸町長 様

事業等の主催者

住 所

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

名 称

代表者氏名

電 話

南三陸町の後援等の承諾を受けて実施した事業等が完了したので、次のとおり報告します。

後援等の区分	<input type="checkbox"/> 共催 <input type="checkbox"/> 後援（後援名義： ）
事業等の名称	
開催日時	
開催場所	
実施状況 （参加者数等）	

（注） 実施状況を示す資料を添付する場合は、実施状況欄の記載を省略することができる。